

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてサプライチェーンの深い層まで働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- 製造委託先とのデータの相互利用による業務の効率化、IT 担当を派遣して IT 実装の支援やサイバーセキュリティ対策の助言を行う。
- 製造委託先と業務上の安全についての課題や解決策に繋げる情報共有や意見交換を実施する。
- 取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する。
- 製造委託先と健康経営に関する意見交換会を実施し、共同で健康促進に向けた活動を行う。
- 災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援を行う。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で共存共栄となるよう分かち合います。
- 毎日の朝礼時に行う経営理念の唱和を通じ、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底します。
- 取引先訪問を定期的に行い、取引先との長期的な信頼関係の構築と、永続的発展に繋がる取引を継続します。

2026年1月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社トーマ

企 業 名

代表取締役 当麻 和重

役職・氏名（代表権を有する者）